

手数料徴収事務委託業務仕様書

第1章 一般事項

1 目的

本仕様書（以下「仕様書」という。）は、広島県が委託する手数料徴収事務に関して、必要な事項を定める。

2 業務名

令和8年度広島県警察本部手数料徴収事務委託業務

3 委託期間

令和8年11月1日から令和9年3月31日までとする。

4 履行場所

別紙1「業務履行場所等一覧」に定める場所とする。

5 業務の範囲

（1）手数料徴収事務

仕様書に規定する手数料徴収事務（以下「業務」という。）とは、広島県が、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第227条の規定に基づき徴収する手数料のうち、広島県公安委員会又は広島県内の警察署長が行う警察関係の事務に係る手数料の徴収に関する事務をいう。

（2）徴収する手数料の種類

本業務において取り扱う手数料は、広島県証明事務手数料条例（昭和30年広島県条例第25号）第2条及び広島県警察関係手数料条例（平成12年広島県条例第6号）別表に定める手数料のうち、別紙2「手数料一覧表」の手数料とする。

なお、委託期間中に手数料の追加又は手数料額の変更があった場合も徴収するものとし、その場合、追加又は変更となる手数料について、発注者は受注者へ通知するものとする。

（3）キャッシュレス決済の範囲

本業務において取り扱うキャッシュレス決済及び取扱ブランドは、別紙3「キャッシュレス決済の方法及び取扱ブランド一覧」のとおりとする。

なお、委託期間中にキャッシュレス決済の方法又は取扱ブランドに追加または変更がある場合も同様に取り扱うこととし、その場合、発注者は当該追加等の内容を受注者に通知するものとする。

（4）徴収した手数料の還付

徴収した手数料は、原則としてこれを還付しない。ただし、発注者が必要と認めた場合は、徴収日当日に還付の請求があった手数料に限り還付を行う。この場合の手続についても、本業務に含むものとする。

6 円滑な業務の推進

（1）業務開始の準備等

受注者は、業務を円滑に実施するため、業務の開始時刻までに要員の確保や机・椅子等の業務の実施に必要なと思われる物品及び釣銭の準備など、業務開始の準備を整え、業務が円滑に行われるよう努めなければならない。

（2）県民サービスの向上

受注者は、業務の実施に当たり、県民からの信頼を損なわないよう、常に適切かつ丁寧な対応を心掛けるとともに、必要な場合は、速やかに発注者の指示を仰ぐなど、発注者と緊密な連携を

図り、県民サービスの向上に努めなければならない。

7 業務実施日及び手数料を徴収する時間

(1) 業務実施日

業務実施日は、広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に定める日（以下「県の休日」という。）を除く日とする。ただし、広島県運転免許センター及び広島県東部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）にあつては、12月29日から翌年の1月3日までの日を除き日曜日は業務を実施するものとし、三次試験場は県の休日に加え月曜日は実施日から除くものとし、分庁舎及び交番は県の休日に加え火曜日及び木曜日は実施日から除くものとする。

(2) 手数料の徴収を実施する時間

手数料を徴収する時間は、次のとおりとする。ただし、発注者がやむを得ないと判断したうえで徴収を指示する場合は、徴収時間外であってもこれを実施すること。

なお、徴収時間は申請者が手数料を納めることの時間であり、業務の終了時間を指すものではないので注意すること。

履行場所	徴収時間	備 考
運転免許センター	平 日 8:30～17:15 (12:00～13:00 を除く) 日曜日 8:00～16:45 (12:00～13:00 を除く)	
三次試験場	火、水、木曜日 8:30～15:30 (12:00～13:00 を除く) 第2・4金曜日 10:00～14:30 (12:00～13:00 を除く)	
警察署	8:30～17:15 (12:00～13:00 を除く)	
分庁舎、交番	8:30～17:15 (12:00～13:00 を除く)	月・水・金曜日のみ実施

8 業務責任者の指定

受注者は、業務全体を統括管理し、業務開始に向けた準備や発注者との連絡調整等、業務の円滑な運営を確保するため業務責任者を指定し、本業務契約の締結後2週間以内または締結後から業務開始までの間が2週間に満たない場合は業務開始前日までに別記様式1「業務責任者指定届」により発注者に届け出ること。

9 業務実施体制の確保等

本業務を円滑に実施するため、次のとおり業務を実施する受注者の職員（以下「徴収員」という。）を前4の履行場所に配置するものとし、運転免許センターについては、別記様式2「配置計画書」により令和8年10月23日までに発注者に届け出なければならない。また、配置計画を変更する場合は事前に発注者へ届け出ること。

発注者は、提出された「配置計画書」から円滑な業務の実施に必要かつ適正な人員が確保されていないと判断した場合は、受注者に対して必要な人員の追加配置を指示することができるものとする。

(1) 徴収責任者の指定

受注者は、各履行場所の徴収員のうち1名を「徴収責任者」に指定するものとする。徴収責任者は履行場所の業務を指揮・監督するとともに、現場責任者として徴収員を統括し、各履行場所の警察職員との連絡調整等を行うものとする。また、徴収した現金を広島県の指定金融機関又は収納代理金融機関（ゆうちょ銀行を除く。以下「金融機関」という。）に払い込むまでの間、保管管理を行うものとする。

徴収員が1人の場合は、当該徴収員が徴収責任者を兼ねることができる。

(2) 徴収員等の配置

受注者は、徴収責任者及び徴収員（以下「徴収員等」という。）を適正数配置し、業務の円滑な実施が可能な体制を確保すること。

各履行場所の標準配置人員は別紙1「業務履行場所等一覧」のとおりであるが、各履行場所の業務量の変動に応じて、受注者は受理件数などから、繁忙期には徴収員を増やすなど適切な措置を行い、業務が円滑に実施されるよう留意すること。

（3）徴収員等の報告

受注者は、徴収員等を、別記様式3「徴収員等配置（交替）報告書」により発注者に事前に届け出なければならない。徴収員等が交替した場合についても同様とする。

（4）代替要員の確保

徴収員等が休暇の取得等により不在となる場合は、受注者は代替要員を確保し、履行場所の業務が円滑に実施されるよう必要な措置を講じること。

代替要員を配置する場合には、あらかじめ発注者に報告し承諾を得ること。原則として書面による報告とするが、そのいとまがない場合は口頭により報告した後、速やかに書面により報告すること。

10 徴収員等の服装等

受注者は徴収員等に対し、常に身だしなみに心掛けるよう指導し、その身分を明確にするため、受注者の事業所名及び徴収員等の氏名が記載された名札を来庁者に分かるよう着用させるものとする。

11 連絡体制の確保

受注者は、徴収員等との連絡体制を確立し、各履行場所の業務に支障がないようにすること。また、緊急時における受注者、徴収員等への連絡方法等について令和8年11月の業務開始までに書面により発注者に届け出ること。

なお、届け出た内容に変更があった場合は、変更の内容を速やかに届け出ること。

12 負担の範囲

発注者は、本業務の履行に必要と認められる範囲において執務スペースを提供するものとし、その他業務に必要な物品等の負担区分は、別紙4「負担区分・貸付一覧表」に定めるとおりとする。

13 建物内施設等の利用

（1）供用施設の利用

ア 建物内の便所、エレベーター等の一般供用施設は利用することができる。

イ 休憩室及び更衣室は、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は使用することができるが、履行場所によっては場所の確保ができない場合がある。

（2）駐車場の利用

業務履行場所における駐車場の利用についてはこれを許可しない。ただし、やむを得ないとして発注者が認めたうえで、駐車場の確保ができる場合はこの限りでない。この場合は、あらかじめ発注者と協議すること。

14 自主業務の実施

受注者は、提供された執務スペース内で、業務に支障のない範囲において、本業務以外の業務（以下「自主業務」という。）を行うことができるものとする。

自主業務を行おうとする場合は、あらかじめ発注者に対して実施しようとする業務の内容を別記様式4「自主業務実施申請書」により発注者に申請し、承認を受けること。ただし、警察施設内で行うことが適当でないと判断した場合はこれを承認しない。

なお、承認後において、発注者が本業務に支障があると判断した場合は、承認を取り消すことがある。

15 情報セキュリティ対策

本業務のため、レジスターのデータを受注者の電子計算機で管理する場合には、ウイルス対策ソ

フトを導入するなど、情報セキュリティ対策に万全を期すこと。

16 指定公金事務取扱者の指定

受託者は、本件業務を開始するまでに、自治法第 243 条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者の指定を受けること。また、当県の求めに応じ、指定に際して必要となる書類等を提出すること。

第2章 業務の内容

1 手数料を納付する機関

手数料を納付しようとする者（以下「申請者」という。）は、申請する事務を担当する機関（以下「申請受理機関」という。）に対して納付申請を行うため、申請受理機関以外では、手数料の納付申請を受けることはできない。

2 業務の概要

本業務の概要は、別紙5「手数料徴収業務フロー」に従って行う次3から9に掲げる業務である。

3 手数料の徴収

（1）レジスターによる手数料の徴収

手数料はレジスターを利用して徴収し、その手続は次のとおりとする。

ア 受注者が手数料の徴収を行う場所（以下「徴収窓口」という。）において、申請者から申請書（手数料を徴収する事務に係る申請書類等で発注者が指定するもの。以下同じ。）に係る手数料の納付申請があったときは、申請書と申請する事務に応じた手数料を受け取る。

イ 申請書に明示された手数料の額を確認し、申請書にあるバーコードをスキャナで読み取り、又は直接レジを操作し、該当する手数料額に係る必要な項目をレジスターに登録する。

ウ 申請者に当該手数料の額の支払いを現金またはキャッシュレス決済で行うよう通知し、次に掲げる支払い区分に応じそれぞれ定める方法により手数料の支払いを受ける。

（ア）現金

収納すべき手数料額について、現金の受領を行い、釣銭がある場合は釣銭を申請者に交付する。

（イ）キャッシュレス決済

収納すべき手数料額について、レジスターを操作し決済方法を選択した後、レジスターに接続したキャッシュレス決済端末を使用して決済処理を行う。

エ レジスターに必要な項目に登録した後、レジスターに接続したプリンターを使用して、申請書に「手数料納付済」の印字を行う。印字された金額が申請書の手数料額と一致していることを確認した後、申請書及びレジスターから印字された領収書又は支払明細書（以下「領収書等」という。）を申請者に交付する。

オ 徴収手続が終了した後、申請者に申請する事務を担当する場所（以下「申請窓口」という。）を教示する。

カ 徴収する手数料の額は、発注者があらかじめ申請書に手数料額を明示したバーコードを印刷又は貼付し、受注者に対し、申請に応じた手数料の額が明確に分かるような措置を講じるものとする。

なお、これ以外の方法で手数料の額を明示する場合は、発注者はあらかじめその具体的な明示方法を受注者に連絡する。

キ 申請者から受け取った申請書に手数料の額の表示がない場合（あらかじめ発注者が連絡した明示方法と異なる場合を含む。以下同じ。）は、申請窓口で手数料の額について表示を受けるよう教示することとし、手数料の額の表示がない申請書は受理しないこと。

（2）レジスターが使用できない場合の手数料の徴収

故障等により、レジスターを使用できない場合の手続は次のとおりとする。

ア 受注者は、レジスターの代わりに別記様式5の「領収原符」を使用して手数料の徴収を行う。

イ 徴収窓口において、申請者から申請書に係る手数料の納付申請があったときは、申請書と申請する事務に応じた手数料を現金で受け取る。

ウ 現金の納付を受けた後、その金額と申請書に明示された手数料の額とを確認し、「領収原符」に金額等の必要事項を記入し、申請書、「領収原符」及び領収証書に領収印（領収名義は「広島県指定公金事務取扱者何某」とする。）を押印する（事前に領収印の日付が徴収日と一致していることを確認しておくこと。）。

- エ 徴収手続が終了したら、申請者に申請窓口を教示する。
- オ 申請者から受け取った申請書に手数料の額の表示がない場合は、申請窓口で手数料の額について表示を受けるよう教示することとし、手数料の額の表示がない申請書は受理しないこと。
- カ 「領収原符」を使用して現金を徴収した場合は、レジスターが正常に稼働することとなった後、速やかに「領収原符」で徴収した手数料についてレジスターに登録する。

この場合に印字される領収書は、該当する「領収原符」の控えに添付し、「領収原符」と共に保管する。

4 手数料の還付

手数料の還付は、還付すべき手数料であるか否かを発注者が確認し、還付できる場合は、発注者が領収書等に「確認済」の印を押印する。

手数料の還付を受けようとする者（以下「還付請求者」という。）は、「確認済」の印が押印された領収書等を徴収窓口へ提出して還付請求を行い、受注者は徴収日当日の還付請求に限り手続を行うものとする。

還付請求者が、発注者の確認を経ずに還付請求した場合や徴収日当日でない手数料の還付請求をした場合は、発注者による確認が必要であることを教示し、手数料に係る申請窓口を案内すること。

(1) 還付の方法

ア 徴収した手数料を還付する場合は、還付請求者から領収書等及び申請書の提出を求め、還付する手数料の領収書等に「確認済」の印が押印されていることを確認する。

徴収すべき手数料の額と徴収した手数料の額を確認し、還付すべき金額（以下「還付金」という。）を確定する。

その際、申請者の手数料の支払い区分に応じそれぞれ定める方法により手数料の還付を行う。

(ア) 現金

現金により還付を行う。

(イ) キャッシュレス決済

レジスター又はキャッシュレス端末を操作して、該当するキャッシュレス決済情報の取消により還付を行うこと。また、現金による還付は行わないこと。

イ 還付金の全額又は一部を還付する場合の方法については、次に掲げる区分に応じて還付を行う。

(ア) 徴収した手数料の全額を還付する場合は、レジスターを操作して必要な登録を行い、還付請求者に手数料を還付する。この場合、還付請求者から受け取った申請書は、当日の業務終了後発注者に提出する。

(イ) 徴収した手数料の一部を還付する場合は、レジスターを操作して必要な登録を行い、再度、申請書に正しい額の「手数料納付済」の印字を行う。還付に係る「手数料納付済」の印字は二本線で抹消し「〇月〇日還付」と余白に記載したうえで、担当者が押印し、申請書及び正しい手数料の額が印字された領収書等を還付請求者に交付する。

なお、申請者が手数料を現金で支払っていた場合は、還付金を添えて還付請求者に交付する。

ウ 手数料を還付した領収書等は、レジスターから出力されるレジマイナスのレシートと共にA4版の白紙に日付順に貼付し、月ごとに取りまとめ、会計年度ごとに綴り、当該会計年度終了日の翌日から起算して5年間保存すること。

(2) 発注者の確認を経ずに還付した場合

前(1)の手続において、発注者の確認を経ずに領収書等に確認印が押印されていない領収書等をもって、受注者が手数料を還付した場合で、これが還付することができない手数料であった場合は、受注者の責任においてこれを弁済するものとする。

4-2 手数料の種類等の変更

(1) 徴収済みの手数料について、申請窓口で手数料の種類等に誤りがあることを発見した場合は、申請者から手数料納付の際に交付を受けた領収書等（以下「交付済みの領収書等」という。）の提出を受け、申請書に処理が必要な理由等を記載し、交付済みの領収書等の裏面に「確認印」を押印して、申請書及び交付済みの領収書等を添えて徴収窓口へ手数料の種類等の変更を依頼する。

徴収窓口は、必要な処理を行い、手数料の種類等を変更し、申請書の誤った「手数料納付済」の印字を訂正し、正しい領収済みの印字を行う。処理に伴い新たに作成した領収書等は、申請窓口又は申請者に交付する。

なお、徴収済みの手数料については還付し、正しい申請の手数料を徴収すること。処理の際に紛失等により、申請者から交付済みの領収書等の提出を受けることができない場合は、発注者への報告を行ったうえで、応じないこととする。

- (2) 徴収日の翌日以降に手数料の種類等の誤りがあることを発見した場合については、発注者に報告し、指示を受け正規の手数料を徴収すること。なお、還付手続きについては発注者が行う。

5 手数料の集計及び精算

- (1) 徴収窓口業務終了後、各レジスターの徴収額を集計した徴収データの合計金額（以下「集計データ」という。）と徴収した手数料の額（以下「集計金額」という。）を突合し、徴収責任者は、集計データと集計金額が一致することを確認する。
- (2) 集計データと集計金額が一致することを確認した後、レジスターの精算登録を行い、集計した現金は、釣銭と収納金に分け、収納金は金融機関へ払い込むまでの間、金庫等において適切に保管すること。

6 徴収データの抽出

- (1) 前5の処理終了後、各レジスターの徴収データの抽出を行い、USBメモリに該当データを保存し、全ての履行場所をまとめて発注者が定めた職員に引き渡すこと。
徴収データの受渡しは、発注者が認めた場合、一定期間まとめて行うことができるものとする。
- (2) 徴収データの抽出元については、クラウドPOS又はレジスターから抽出し、データの受渡しはUSBメモリで行うこととし、使用するUSBメモリは、本業務専用とすること。
- (3) 徴収データについては、履行場所で徴収した全ての徴収データ（発注者が徴収を実施したものを含む。）の抽出を行うこと。

7 金融機関への払込み

- (1) 徴収した手数料（現金に限る。以下この項において同じ。）は、徴収した日の翌日から起算して14日以内の日（払込期限が金融機関の休日に当たるときは、その翌営業日。二の会計年度にわたって現金を保管するときは4月の最初の金融機関の営業日）までに別記様式6「現金払込書」により、金融機関に払い込まなければならない。ただし、保管する現金の合計金額（発注者と受注者との業務契約が二以上ある場合においては、それぞれの契約に基づいて保管している現金を合計した金額とする。）が20万円を超えたときは、20万円を超えた日の翌日（翌日が県の休日である場合又は金融機関の営業日でない場合は、その翌日。以下同じ。）までに「現金払込書」により、金融機関に払い込まなければならない。
- (2) 受注者は、徴収した手数料を正当な理由がなく前(1)の払込期限までに払い込まないときは、当該期日の翌日から払い込んだ日までの日数に応じ、その延滞した金額につき年14.5%（ただし、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25%の割合を加算した割合とする。）の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- (3) 「現金払込書」は、レジスターを使用して作成する。
故障等により、レジスターを使用できない場合は、手書きの「現金払込書」を作成する。
会計年度区分については、手数料の徴収日により区別し、作成すること。
- (4) 徴収した手数料の払込みは、各履行場所別に「現金払込書」の収入科目ごとに行うこと。ただし、発注者と受注者が協議して複数の履行場所をまとめて払い込むことができるものとする。

8 現金出納簿の作成

- (1) 受注者はレジスターを使用し、発注者の指示する期間ごとに、別記様式7「現金出納簿」を作成し、会計年度ごとに綴ること。

- (2) キャッシュレス決済による収納分については、広島県が別途契約する指定納付受託者により管理されるため、現金出納簿の作成は要しないものとする。

9 実施報告

受注者は、毎月の業務完了後、翌月の5日（3月分は3月31日）までに「徴収計算書」（広島県会計規則（昭和39年広島県規則第29号）別記様式第13号）及び別記様式8「委託業務実施報告書」（以下「報告書」という。）を総務部会計課に提出しなければならない。

なお、「徴収計算書」は、レジスターにより作成する帳票をもってこれに代えることができるものとする。

第3章 現金等の管理

1 現金の管理

(1) 保管管理の徹底等

受注者は、履行場所において徴収した現金の保管及び金融機関への払込みの際の輸送等、その取扱いには万全を期し、盗難、紛失等の防止に努めること。

徴収してから金融機関に払い込むまでの保管中に盗難、紛失等があった場合は、受注者がその全額を弁済するものとする。

(2) 事故等の報告

保管中の現金の盗難、紛失等のほか金融機関への払込み遅延、払込み金額及び科目等の誤りがあった場合は、速やかに発注者に報告し、その指示を受けたうえで適切に処理すること。

2 借受物品等の管理

(1) 借受物品の適切な管理

受注者は、業務に必要な物品として発注者から借り受けた物品（以下「借受物品」という。）を適切に管理し、その目的外に使用してはならない。

ア 領収印の取扱い

領収印は、徴収時間を除き、施錠のできる保管庫等に保管し、徴収責任者が適正に管理すること。摩耗等により印影が不鮮明になった場合、その他毀損等した場合は、速やかに発注者に連絡し、その指示を受けること。

なお、受注者の都合（事業所名変更等）により領収印を取り替える必要が生じた場合は、発注者にその旨を報告し、受注者において対応するものとする。

イ レジスターの管理

レジスターの故障等を確認した場合は、直ちに発注者に報告すること。レジスターが復旧するまでの間は、第2章3（2）の徴収方法により業務を行うこと。

(2) 消耗品の管理

ア 消耗品の要求手続

レジスター用消耗品、「領収原符」など発注者が負担する消耗品は、在庫がなくなる前に要求し、必要な補充を行うこと。業務責任者は、納期を勘案して各履行場所における必要数を別記様式9「物品要求書」により要求すること。

イ 在庫の管理等

発注者から受領した消耗品は、紛失等のないように適切に保管・管理すること。また、発注者が別に指示する消耗品については、その受払いを別記様式10「消耗品出納簿」に記録すること。

3 物品の損傷等

受注者は、自己の責めに帰すべき理由により、借受物品を損傷等した場合は、直ちに発注者に報告するとともに、その損害を賠償するものとする。

第4章 その他

1 研修等

(1) 発注者が実施する研修等への参加

受注者は、発注者が徴収員等を対象としたレジスターの操作方法等、業務に必要な研修等を実施する場合には、徴収員等を受講させなければならない。この場合、受講に要する交通費等一切の費用は受注者の負担とする。

なお、発注者が行う研修等について未受講の者に対しては、受注者が必要な研修等を実施するなどの措置を講じること。

(2) 受注者による研修の実施

受注者は、徴収員等に対し、業務開始日までに、次の点に留意して業務研修を行うなど、本業務を適切に実施できる能力を習得させておくこと。

ア マナー、応接、レジスターの操作等の本業務を遂行できる能力の習得

イ 個人情報の保護、守秘義務の遵守に関する事項

2 受注者が備え付ける簿冊等

受注者は、「現金出納簿」、「消耗品出納簿」及び「県税外収入徴収簿」（広島県会計規則別記様式第47号）を備えなければならない。ただし、「県税外収入徴収簿」について、別途発注者が指示する場合には、レジスターにより作成する帳票及び領収原符をもってこれに代えることができるものとする。

(1) 関係簿冊等の保管管理

関係簿冊等は会計年度ごとに綴り、当該会計年度終了日の翌日から起算して別紙6「保存期間一覧表」に定める期間保存することとし、契約期間終了後も同様に保存すること。ただし、廃業等により保存期間中の書類が保管できない場合は、発注者へ引き継ぐこととし、これに要する費用は受注者の負担とする。

(2) 関係簿冊等の廃棄

保存期間の満了した関係簿冊等を廃棄する場合は、シュレッダーによる裁断等の方法により確実に廃棄すること。

3 会計検査等の実施

(1) 広島県が行う検査

広島県は、広島県会計規則第102条に基づき、業務について実地又は書面による検査を行うことができる。この場合、受注者は、広島県が実施する検査に協力するとともに、検査に必要な書類等の提出及び必要な説明等を行うものとする。

(2) 発注者による検査等

発注者は、本業務について実地又は書面により検査を実施し、必要な指導等を行うことができるものとする。

4 疑義等に関する協議

仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合、仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。この場合、協議は、原則として書面をもって行うものとする。

5 関係規程等の遵守

受注者は、広島県会計規則その他の関係規程等を遵守し、業務の円滑な遂行に努めるものとする。

業 務 履 行 場 所 等 一 覧

	所 属	標準配置 人 員	レジスター 設置台数	免許関係 業 務	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	広島県運転免許 セ ン タ ー	7	11	○	731-5198	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号	082-228-0110
2	広島県東部運転 免 許 セ ン タ ー	5	7	○	720-0838	福山市瀬戸町山北54番地2	082-228-0110
3	三 次 試 験 場	1	1	○	728-0006	三次市島敷町1880の11	0824-64-0110 三次警察署経由
4	広島中央警察署	1	1	—	730-0011	広島市中区基町9-48	082-224-0110
5	広島東警察署	1	1	—	732-0057	広島市東区二葉の里三丁目4-22	082-506-0110
6	広島西警察署	1	1	—	733-0833	広島市西区商工センター四丁目1-3	082-279-0110
7	広島南警察署	1	1	—	734-0001	広島市南区出汐二丁目4-65	082-255-0110
8	安佐南警察署	1	1	—	731-0113	広島市安佐南区西原九丁目3-20	082-874-0110
9	安佐北警察署	1	1	—	731-0221	広島市安佐北区可部四丁目14-13	082-812-0110
10	佐 伯 警 察 署	1	1	—	731-5156	広島市佐伯区倉重一丁目26-1	082-922-0110
11	海 田 警 察 署	2	2	○	736-0051	安芸郡海田町つくも町1-45	082-820-0110
12	廿 日 市 警 察 署	1	1	—	738-0015	廿日市市本町1-10	0829-31-0110
13	大 竹 警 察 署	1	1	○	739-0613	大竹市本町一丁目8-10	0827-53-0110
14	山 県 警 察 署	1	1	○	731-3501	山県郡安芸太田町大字加計3760-1	0826-22-0110
15	山 県 警 察 署 千 代 田 交 番	1	1	○	731-1533	山県郡北広島町有田68	0826-72-2118
16	呉 警 察 署	2	2	○	737-0811	呉市西中央二丁目2-4	0823-29-0110
17	呉 警 察 署 音 戸 分 庁 舎	1	1	○	737-1205	呉市音戸町南隠渡一丁目11-48	0823-51-0110
18	広 警 察 署	2	2	○	737-0141	呉市広大新開一丁目5-6	0823-75-0110
19	江 田 島 警 察 署	1	1	○	737-2122	江田島市江田島町中央四丁目13-1	0823-42-0110
20	東 広 島 警 察 署	2	2	○	739-0014	東広島市西条昭和町4-11	082-422-0110
21	竹 原 警 察 署	1	1	○	725-0026	竹原市中央一丁目1-13	0846-22-0110
22	竹 原 警 察 署 大 崎 上 島 分 庁 舎	1	1	○	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4952-1	0846-62-0110
23	福 山 東 警 察 署	1	2	—	720-8531	福山市三吉町南二丁目5-31	084-927-0110
24	福 山 西 警 察 署	1	1	—	729-0112	福山市神村町3106-1	084-933-0110
25	福 山 北 警 察 署	2	2	○	720-2107	福山市神辺町大字新道上字三丁目14	084-962-0110
26	福 山 北 警 察 署 油 木 交 番	1	1	○	720-1812	神石郡神石高原町油木乙1947-2	0847-82-0123
27	尾 道 警 察 署	1	1	—	722-0014	尾道市新浜一丁目7-34	0848-22-0110
28	尾 道 警 察 署 因 島 分 庁 舎	1	1	○	722-2323	尾道市因島土生町1900-3	0845-22-0110
29	三 原 警 察 署	2	2	○	723-0052	三原市皆実三丁目2-6	0848-67-0110
30	府 中 警 察 署	1	1	○	726-0002	府中市鵜飼町542-3	0847-46-0110
31	三 次 警 察 署	1	1	○	728-0012	三次市十日市中二丁目6-6	0824-64-0110
32	庄 原 警 察 署	1	1	○	727-0012	庄原市中本町一丁目3-8	0824-72-0110
33	庄 原 警 察 署 東 城 交 番	1	1	○	729-5124	庄原市東城町東城124-1	08477-2-0015
34	安芸高田警察署	1	1	○	731-0501	安芸高田市吉田町吉田1204-2	0826-47-0110
35	世 羅 警 察 署	1	1	○	722-1121	世羅郡世羅町大字西上原427-1	0847-22-0110
計		51	58				

※標準配置人員を2名としている警察署については、運転免許証の更新及び講習の受付時間を除く時間については、標準配置人員を1名とすることができる。

手 数 料 一 覧 表

節	担 当 課	番号	手数料の名称(警察手数料条例による)	手数料の内容	手数料額	領収済印字表記
警察総務手数料	施 設 課	1	証明事務手数料	建設工事施工実績証明	800	警察・証明事務
警察総務手数料	警 務 課	2	証明事務手数料	履歴証明	800	警察・証明事務
警察総務手数料	鑑 識 課	3	証明事務手数料	犯罪経歴証明	800	警察・証明事務
警察総務手数料	交通規制課	4	証明事務手数料	保管場所証明再交付	800	警察・証明事務
警察総務手数料	会計課・留置管理課	5	証明事務手数料	警察証明	800	警察・証明事務
警察総務手数料	生安総務課	6	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用されない営業所についてのばちんこ屋等の風俗営業に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	3月以内・認定遊技機のみ	15,000	ばちんこ許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	7	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用されない営業所についてのばちんこ屋等の風俗営業に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	通常・認定遊技機のみ	25,000	ばちんこ許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	8	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用されない営業所についてのばちんこ屋等の風俗営業に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	3月以内・認定遊技機以外あり	個別入力	ばちんこ許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	9	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用されない営業所についてのばちんこ屋等の風俗営業に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	通常・認定遊技機以外あり	個別入力	ばちんこ許可通常
警察総務手数料	生安総務課	10	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用されない営業所についてのばちんこ屋等の風俗営業に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	3月以内・認定遊技機のみ	6,400	ばちんこ許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	11	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用されない営業所についてのばちんこ屋等の風俗営業に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	通常・認定遊技機のみ	16,400	ばちんこ許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	12	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用されない営業所についてのばちんこ屋等の風俗営業に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	3月以内・認定遊技機以外あり	個別入力	ばちんこ許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	13	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用されない営業所についてのばちんこ屋等の風俗営業に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	通常・認定遊技機以外あり	個別入力	ばちんこ許可減額
警察総務手数料	生安総務課	14	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用される営業所についてのばちんこ屋等の風俗営業に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	3月以内・認定遊技機のみ	21,800	ばちんこ許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	15	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用される営業所についてのばちんこ屋等の風俗営業に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	通常・認定遊技機のみ	31,800	ばちんこ許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	16	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用される営業所についてのばちんこ屋等の風俗営業に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	3月以内・認定遊技機以外あり	個別入力	ばちんこ許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	17	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用される営業所についてのばちんこ屋等の風俗営業に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	通常・認定遊技機以外あり	個別入力	ばちんこ許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	18	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用される営業所についてのばちんこ屋等の風俗営業に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	3月以内・認定遊技機のみ	13,200	ばちんこ許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	19	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用される営業所についてのばちんこ屋等の風俗営業に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	通常・認定遊技機のみ	23,200	ばちんこ許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	20	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用される営業所についてのばちんこ屋等の風俗営業に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	3月以内・認定遊技機以外あり	個別入力	ばちんこ許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	21	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用される営業所についてのばちんこ屋等の風俗営業に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	通常・認定遊技機以外あり	個別入力	ばちんこ許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	22	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用されない営業所についてのばちんこ屋等以外の風俗営業に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	3月以内	14,000	一般風営許可臨時
警察総務手数料	生安総務課	23	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用されない営業所についてのばちんこ屋等以外の風俗営業に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	通常	24,000	一般風営許可通常
警察総務手数料	生安総務課	24	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用されない営業所についてのばちんこ屋等以外の風俗営業に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	3月以内	5,400	一般風営許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	25	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用されない営業所についてのばちんこ屋等以外の風俗営業に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	通常	15,400	一般風営許可減額
警察総務手数料	生安総務課	26	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用される営業所についてのばちんこ屋等以外の風俗営業に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	3月以内	20,800	一般風営許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	27	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用される営業所についてのばちんこ屋等以外の風俗営業に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	通常	30,800	一般風営許可 ※

節	担 当 課	番号	手数料の名称(警察手数料条例による)	手数料の内容	手数料額	領収済印字表記
警察総務手数料	生安総務課	28	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用される営業所についてのばちんこ屋等以外の風俗営業に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	3月以内	12,200	一般風営許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	29	風俗営業許可申請手数料(法第4条第3項の規定が適用される営業所についてのばちんこ屋等以外の風俗営業に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	通常	22,200	一般風営許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	30	風俗営業許可証再交付手数料		1,200	風営許可証再交付
警察総務手数料	生安総務課	31	風俗営業相続承認申請手数料(同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)		9,000	風営相続承認通常
警察総務手数料	生安総務課	32	風俗営業相続承認申請手数料(同時申請において減額に該当するもの)		3,800	風営相続承認減額
警察総務手数料	生安総務課	33	風俗営業法人合併承認申請手数料(同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)		12,000	風営合併承認通常
警察総務手数料	生安総務課	34	風俗営業法人合併承認申請手数料(同時申請において減額に該当するもの)		3,800	風営合併承認減額
警察総務手数料	生安総務課	35	風俗営業法人分割承認申請手数料(同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)		12,000	風営分割承認通常
警察総務手数料	生安総務課	36	風俗営業法人分割承認申請手数料(同時申請において減額に該当するもの)		3,800	風営分割承認減額
警察総務手数料	生安総務課	37	風俗営業所の構造又は設備の変更承認申請手数料		9,900	風営構造変更承認
警察総務手数料	生安総務課	38	風俗営業許可証書換え手数料		1,500	風営許可証書換
警察総務手数料	生安総務課	39	特例風俗営業業者認定申請手数料(同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)		13,000	風営特例認定通常
警察総務手数料	生安総務課	40	特例風俗営業業者認定申請手数料(同時申請において減額に該当するもの)		10,000	風営特例認定減額
警察総務手数料	生安総務課	41	特例風俗営業業者認定証再交付手数料		1,200	風営認定証再交付
警察総務手数料	生安総務課	42	遊技機認定申請手数料(検定を受けた型式に属する遊技機(指定試験機関の遊技機試験を受けたものを除く。))に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)		4,340	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生安総務課	43	遊技機認定申請手数料(検定を受けた型式に属する遊技機(指定試験機関の遊技機試験を受けたものを除く。))に係るもので同時申請において減額に該当するもの)		個別入力	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生安総務課	44	遊技機認定申請手数料(検定を受けた型式に属する遊技機(指定試験機関の遊技機試験を受けたものを除く。))に係るもの(同時申請において減額に該当するもののみを除く。)	上記23と24を一件に統合した	個別入力	検定遊技機認定
警察総務手数料	生安総務課	45	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	特定装置連続動作 マイクロプロセッサ内蔵	35,000	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生安総務課	46	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	特定装置連続動作 マイクロプロセッサ非内蔵	16,300	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生安総務課	47	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	特定装置非連続動作 マイクロプロセッサ内蔵	29,000	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生安総務課	48	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	特定装置非連続動作 マイクロプロセッサ非内蔵	16,300	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生安総務課	49	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	ぱちんこその他	14,400	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生安総務課	50	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	回胴式遊技機 マイクロプロセッサ内蔵	59,000	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生安総務課	51	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	回胴式遊技機 マイクロプロセッサ非内蔵	23,000	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生安総務課	52	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	アレンジボール遊技機 マイクロプロセッサ内蔵	35,000	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生安総務課	53	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	アレンジボール遊技機 マイクロプロセッサ非内蔵	19,000	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生安総務課	54	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	じゃん球遊技機 マイクロプロセッサ内蔵	35,000	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生安総務課	55	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	じゃん球遊技機 マイクロプロセッサ非内蔵	19,000	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生安総務課	56	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	その他遊技機 マイクロプロセッサ内蔵	29,000	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生安総務課	57	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	その他遊技機 マイクロプロセッサ非内蔵	12,600	遊技機認定 ※

節	担 当 課	番号	手数料の名称(警察手数料条例による)	手数料の内容	手数料額	領収済印字表記
警察総務手数料	生 安 総 務 課	58	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	特定装置連続動作 マイクロプロセッサ内蔵	27,000	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	59	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	特定装置連続動作 マイクロプロセッサ非内蔵	8,300	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	60	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	特定装置非連続動作 マイクロプロセッサ内蔵	21,000	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	61	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	特定装置非連続動作 マイクロプロセッサ非内蔵	8,300	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	62	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	ぱちんこその他	6,400	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	63	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	回胴式遊技機 マイクロプロセッサ内蔵	51,000	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	64	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	回胴式遊技機 マイクロプロセッサ非内蔵	15,000	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	65	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	アレンジボール遊技機 マイクロプロセッサ内蔵	27,000	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	66	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	アレンジボール遊技機 マイクロプロセッサ非内蔵	11,000	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	67	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	じゃん球遊技機 マイクロプロセッサ内蔵	27,000	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	68	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	じゃん球遊技機 マイクロプロセッサ非内蔵	11,000	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	69	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	その他遊技機 マイクロプロセッサ内蔵	21,000	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	70	遊技機認定申請手数料(指定試験機関の遊技機試験を受けていない遊技機で、かつ、検定を受けた型式に属さない遊技機に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	その他遊技機 マイクロプロセッサ非内蔵	4,600	遊技機認定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	71	遊技機型式検定申請手数料(指定試験機関の型式試験を受けた型式に係るもの)		3,900	遊技機型式検定
警察総務手数料	生 安 総 務 課	72	遊技機型式検定申請手数料(他都道府県公安委員会の検定を受けた型式(指定試験機関の型式試験を受けたものを除く。))に係るもの)		6,300	遊技機検定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	73	遊技機型式検定申請手数料(指定試験機関の型式試験及び他都道府県公安委員会の検定を受けていない型式に係るもの)	特定装置連続動作マイク ロプロセッサ内蔵	1,435,000	遊技機検定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	74	遊技機型式検定申請手数料(指定試験機関の型式試験及び他都道府県公安委員会の検定を受けていない型式に係るもの)	特定装置連続動作マイク ロプロセッサ非内蔵	438,000	遊技機検定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	75	遊技機型式検定申請手数料(指定試験機関の型式試験及び他都道府県公安委員会の検定を受けていない型式に係るもの)	特定装置非連続動作マイク ロプロセッサ内蔵	1,128,000	遊技機検定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	76	遊技機型式検定申請手数料(指定試験機関の型式試験及び他都道府県公安委員会の検定を受けていない型式に係るもの)	特定装置非連続動作マイク ロプロセッサ非内蔵	438,000	遊技機検定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	77	遊技機型式検定申請手数料(指定試験機関の型式試験及び他都道府県公安委員会の検定を受けていない型式に係るもの)	ぱちんこその他	338,000	遊技機検定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	78	遊技機型式検定申請手数料(指定試験機関の型式試験及び他都道府県公安委員会の検定を受けていない型式に係るもの)	回胴式遊技機マイクロ プロセッサ内蔵	1,621,000	遊技機検定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	79	遊技機型式検定申請手数料(指定試験機関の型式試験及び他都道府県公安委員会の検定を受けていない型式に係るもの)	回胴式遊技機マイクロ プロセッサ非内蔵	479,000	遊技機検定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	80	遊技機型式検定申請手数料(指定試験機関の型式試験及び他都道府県公安委員会の検定を受けていない型式に係るもの)	アレンジボール遊技機 マイクロプロセッサ内蔵	1,148,000	遊技機検定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	81	遊技機型式検定申請手数料(指定試験機関の型式試験及び他都道府県公安委員会の検定を受けていない型式に係るもの)	アレンジボール遊技機 マイクロプロセッサ非内蔵	482,000	遊技機検定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	82	遊技機型式検定申請手数料(指定試験機関の型式試験及び他都道府県公安委員会の検定を受けていない型式に係るもの)	じゃん球遊技機マイクロ プロセッサ内蔵	1,147,000	遊技機検定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	83	遊技機型式検定申請手数料(指定試験機関の型式試験及び他都道府県公安委員会の検定を受けていない型式に係るもの)	じゃん球遊技機マイクロ プロセッサ非内蔵	481,000	遊技機検定 ※
警察総務手数料	生 安 総 務 課	84	遊技機変更承認申請手数料	認定遊技機のみ	2,400	変更承認認定のみ
警察総務手数料	生 安 総 務 課	85	遊技機変更承認申請手数料	検定機等含む。	個別入力	変更承認検定機含
警察総務手数料	生 安 総 務 課	86	風俗営業所管理者講習手数料		個別入力	風営管理者講習
警察総務手数料	生 安 総 務 課	87	性風俗関連特殊営業届出確認書交付手数料	店舗型	11,900	届出確認交付 ※

節	担 当 課	番号	手数料の名称(警察手数料条例による)	手数料の内容	手数料額	領収済印字表記
警察総務手数料	生安総務課	88	性風俗関連特殊営業届出確認書交付手数料	受付所営業	個別入力	届出確認交付 ※
警察総務手数料	生安総務課	89	性風俗関連特殊営業届出確認書交付手数料	店舗型・受付所以外	3,400	新規届出確認交付
警察総務手数料	生安総務課	90	性風俗関連特殊営業変更届出確認書交付手数料	受付所新設	個別入力	届出確認変更 ※
警察総務手数料	生安総務課	91	性風俗関連特殊営業変更届出確認書交付手数料	受付所新設以外	1,500	変更届出確認交付
警察総務手数料	生安総務課	92	性風俗関連特殊営業届出確認書再交付手数料		1,200	届出確認書再交付
警察総務手数料	生安総務課	93	古物営業許可申請手数料		19,000	古物営業許可
警察総務手数料	生安総務課	94	古物営業許可証再交付手数料		1,300	古物許可証再交付
警察総務手数料	生安総務課	95	古物営業許可証書換え手数料		1,500	古物許可証書換
警察総務手数料	生安総務課	96	古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定申請手数料		17,000	競りあっせん認定
警察総務手数料	生安総務課	97	火薬類運搬証明書交付手数料		2,100	火薬類運搬証明
警察総務手数料	生安総務課	98	猟銃用火薬類等譲渡し許可申請手数料		1,200	猟銃火薬譲渡許可
警察総務手数料	生安総務課	99	猟銃用火薬類等譲受け許可申請手数料	火工品のみ	2,400	猟銃火薬譲受許可
警察総務手数料	生安総務課	100	猟銃用火薬類等譲受け許可申請手数料	25kg以下の火薬類	3,500	猟銃火薬譲受許可
警察総務手数料	生安総務課	101	猟銃用火薬類等譲受け許可申請手数料	その他の場合	6,900	猟銃火薬譲受許可
警察総務手数料	生安総務課	102	猟銃用火薬類等輸入許可申請手数料	25kg以下の場合	12,000	猟銃火薬輸入許可
警察総務手数料	生安総務課	103	猟銃用火薬類等輸入許可申請手数料	その他の場合	25,000	猟銃火薬輸入許可
警察総務手数料	生安総務課	104	質屋営業許可申請手数料		22,000	質屋営業許可
警察総務手数料	生安総務課	105	質屋営業所の移転許可申請手数料		12,000	質屋営業所移転許可
警察総務手数料	生安総務課	106	質屋営業管理者の新設又は変更の許可申請手数料		5,700	質屋営業管理者許可
警察総務手数料	生安総務課	107	質屋営業許可書換え手数料(法第四条第二項の規定による届出に係るもの)		1,500	質屋営業許可書換
警察総務手数料	生安総務課	108	質屋営業許可証再交付手数料		1,300	質屋許可証再交付
警察総務手数料	生安総務課	109	銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料(同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	猟銃・空気銃	6,800	銃刀類所持許可
警察総務手数料	生安総務課	110	銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料(同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	銃砲・刀剣・クロスボウ	10,500	銃刀類所持許可
警察総務手数料	生安総務課	111	銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料(同時申請において減額に該当するもの)	猟銃・空気銃	4,300	銃刀類所持許可
警察総務手数料	生安総務課	112	銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料(同時申請において減額に該当するもの)	銃砲・刀剣・クロスボウ	6,700	銃刀類所持許可
警察総務手数料	生安総務課	113	認知機能検査手数料		650	認知機能検査
警察総務手数料	生安総務課	114	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料	経験者講習	3,000	経験者猟銃講習
警察総務手数料	生安総務課	115	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料	初心者講習	6,900	初心者猟銃講習
警察総務手数料	生安総務課	116	猟銃操作等技能検定手数料		22,000	猟銃操作技能検定
警察総務手数料	生安総務課	117	猟銃操作等技能講習手数料		14,000	猟銃操作技能講習
警察総務手数料	生安総務課	118	国際競技参加外国人に係る銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料(同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	銃砲・刀剣	3,900	国際競技銃刀許可
警察総務手数料	生安総務課	119	国際競技参加外国人に係る銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料(同時申請において減額に該当するもの)	銃砲・刀剣	1,800	国際競技銃刀許可
警察総務手数料	生安総務課	120	銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料		1,600	銃刀所持許可書換
警察総務手数料	生安総務課	121	銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料		1,900	銃刀所持再交付
警察総務手数料	生安総務課	122	猟銃又は空気銃の所持の許可更新申請手数料(更新の同時申請において減額に該当しないもの及び所持許可申請との同時申請でないもの)	許可証の交付あり	7,200	猟銃等交付更新
警察総務手数料	生安総務課	123	猟銃又は空気銃の所持の許可更新申請手数料(更新の同時申請において減額に該当しないもの及び所持許可申請との同時申請でないもの)	許可証の交付なし	6,800	猟銃等不交付更新
警察総務手数料	生安総務課	124	猟銃又は空気銃の所持の許可更新申請手数料(更新の同時申請において減額に該当するもの及び所持許可申請との同時申請のもの)	許可証の交付あり	4,800	猟銃等交付更新
警察総務手数料	生安総務課	125	猟銃又は空気銃の所持の許可更新申請手数料(更新の同時申請において減額に該当するもの及び所持許可申請との同時申請のもの)	許可証の交付なし	4,400	猟銃等不交付更新
警察総務手数料	生安総務課	126	射撃教習資格認定申請手数料		8,900	射撃教習資格認定
警察総務手数料	生安総務課	127	射撃練習資格認定申請手数料		8,900	射撃練習資格認定
警察総務手数料	生安総務課	128	年少射撃資格認定申請手数料(同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)		9,600	年少射撃資格認定

節	担 当 課	番号	手数料の名称(警察手数料条例による)	手数料の内容	手数料額	領収済印字表記
警察総務手数料	生 安 総 務 課	129	年少射撃資格認定申請手数料(同時申請において減額に該当するもの)		5,900	年少射撃資格認定
警察総務手数料	生 安 総 務 課	130	年少射撃資格認定証書換え手数料		1,800	年少射撃資格書換
警察総務手数料	生 安 総 務 課	131	年少射撃資格認定証再交付手数料		1,900	年少射撃再交付
警察総務手数料	生 安 総 務 課	132	年少射撃資格講習手数料		9,800	年少射撃資格講習
警察総務手数料	交 通 指 導 課	133	確認事務法人登録申請手数料		23,000	確認法人登録
警察総務手数料	交 通 指 導 課	134	確認事務法人登録更新申請手数料		23,000	確認法人登録更新
警察総務手数料	交 通 指 導 課	135	駐車監視員資格者証交付申請手数料		9,900	監視員資格交付
警察総務手数料	交 通 指 導 課	136	駐車監視員資格者証書換え交付手数料		2,100	監視員資格書換
警察総務手数料	交 通 指 導 課	137	駐車監視員資格者証再交付手数料		1,800	監視員資格再交付
警察総務手数料	交 通 指 導 課	138	駐車監視員資格者講習手数料		20,000	監視員資格講習
警察総務手数料	交 通 指 導 課	139	駐車監視員資格者認定手数料		4,500	監視員資格認定
警察総務手数料	交 通 規 制 課	140	道路使用許可申請手数料		2,400	道路使用許可申請
警察総務手数料	交 通 規 制 課	141	道路使用許可証再交付手数料		600	使用許可証再交付
運転免許手数料	運転免許課	142	運転免許試験手数料(大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの)	指教卒	1,650	運転免許試験指教
運転免許手数料	運転免許課	143	運転免許試験手数料(大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの)	検査大型・中型・準中型	1,650	運転免許試験検査
運転免許手数料	運転免許課	144	運転免許試験手数料(大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの)	失効又は取消し	1,950	運転免許試験失効
運転免許手数料	運転免許課	145	運転免許試験手数料(大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの)	試験車使用(同時納付)	6,900	免許一般＋車使用
運転免許手数料	運転免許課	146	運転免許試験手数料(大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの)	一般	3,900	運転免許試験一般
運転免許手数料	運転免許課	147	運転免許試験手数料(大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの)	試験車使用	3,000	試験車使用料
運転免許手数料	運転免許課	148	運転免許試験手数料(普通自動車免許に係るもの)	指教卒	1,900	運転免許試験指教
運転免許手数料	運転免許課	149	運転免許試験手数料(普通自動車免許に係るもの)	検査普通	1,900	運転免許試験検査
運転免許手数料	運転免許課	150	運転免許試験手数料(普通自動車免許に係るもの)	失効又は取消し	1,950	運転免許試験失効
運転免許手数料	運転免許課	151	運転免許試験手数料(普通自動車免許に係るもの)	試験車使用(同時納付)	3,300	免許一般＋車使用
運転免許手数料	運転免許課	152	運転免許試験手数料(普通自動車免許に係るもの)	一般	2,500	運転免許試験一般
運転免許手数料	運転免許課	153	運転免許試験手数料(普通自動車免許に係るもの)	試験車使用料	800	試験車使用料
運転免許手数料	運転免許課	154	運転免許試験手数料(特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくはけん牽引第二種免許に係るもの)	指教卒	1,850	運転免許試験指教
運転免許手数料	運転免許課	155	運転免許試験手数料(特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくはけん牽引第二種免許に係るもの)	失効又は取消し	1,950	運転免許試験失効
運転免許手数料	運転免許課	156	運転免許試験手数料(特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくはけん牽引第二種免許に係るもの)	試験車使用(同時納付)	4,550	免許一般＋車使用
運転免許手数料	運転免許課	157	運転免許試験手数料(特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくはけん牽引第二種免許に係るもの)	一般	2,800	運転免許試験一般
運転免許手数料	運転免許課	158	運転免許試験手数料(特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくはけん牽引第二種免許に係るもの)	試験車使用料	1,750	試験車使用料
運転免許手数料	運転免許課	159	運転免許試験手数料(小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係るもの)	失効又は取消し	1,950	運転免許試験失効
運転免許手数料	運転免許課	160	運転免許試験手数料(小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係るもの)	一般	1,600	運転免許試験一般
運転免許手数料	運転免許課	161	運転免許試験手数料(大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係るもの)	指教卒	1,800	運転免許試験指教
運転免許手数料	運転免許課	162	運転免許試験手数料(大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係るもの)	失効又は取消し	1,950	運転免許試験失効
運転免許手数料	運転免許課	163	運転免許試験手数料(大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係るもの)	試験車使用(同時納付)	7,450	免許一般＋車使用
運転免許手数料	運転免許課	164	運転免許試験手数料(大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係るもの)	一般	4,500	運転免許試験一般
運転免許手数料	運転免許課	165	運転免許試験手数料(大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係るもの)	試験車使用料	2,950	試験車使用料
運転免許手数料	運転免許課	166	運転免許試験手数料(仮運転免許に係るもの)	指教卒	1,800	運転免許試験指教

節	担 当 課	番号	手数料の名称(警察手数料条例による)	手数料の内容	手数料額	領収済印字表記
運転免許手数料	運転免許課	167	運転免許試験手数料(仮運転免許に係るもの)	忘れ失効等	1,650	免許試験その他
運転免許手数料	運転免許課	168	運転免許試験手数料(仮運転免許に係るもの)	試験車使用 (同時納付)	4,700	免許一般＋車使用
運転免許手数料	運転免許課	169	運転免許試験手数料(仮運転免許に係るもの)	一般	2,950	運転免許試験一般
運転免許手数料	運転免許課	170	運転免許試験手数料(仮運転免許に係るもの)	試験車使用料	1,750	試験車使用料
運転免許手数料	運転免許課	171	検査手数料	技能検査大型・中型検査車使用(同時納付)	6,950	検査料＋車使用
運転免許手数料	運転免許課	172	検査手数料(大型等)	技能検査大型・中型・準中型	3,950	検査手数料大型等
運転免許手数料	運転免許課	173	検査手数料	技能検査大型・中型・準中型検査車使用料	3,000	検査車使用料
運転免許手数料	運転免許課	174	検査手数料	技能検査普通検査車使用(同時納付)	4,650	検査料＋車使用
運転免許手数料	運転免許課	175	検査手数料(普通車)	技能検査普通	3,850	検査手数料 普通
運転免許手数料	運転免許課	176	検査手数料	検査車使用料	800	検査車使用料
運転免許手数料	運転免許課	177	審査手数料	審査車使用(同時納付)	3,100	検査料＋車使用
運転免許手数料	運転免許課	178	審査手数料	技能審査	1,350	審査手数料
運転免許手数料	運転免許課	179	審査手数料	審査車使用料	1,750	審査車使用料
運転免許手数料	運転免許課	180	免許証交付手数料	免許証交付＋車種追加	個別入力	免許証交付手数料
運転免許手数料	運転免許課	181	免許証交付手数料	免許証交付手数料	2,350	免許証交付手数料
運転免許手数料	運転免許課	182	免許証交付手数料	仮免許	1,100	仮免許手数料
運転免許手数料	運転免許課	183	免許証交付手数料	車種追加	200	追加交付手数料
運転免許手数料	運転免許課	184	免許証再交付手数料		2,600	免許証再交付
運転免許手数料	運転免許課	185	免許証再交付手数料	仮免許	1,050	仮免許証再交付
警察総務手数料	運転免許課	186	技能検定員資格者証交付手数料		1,150	資格者証交付
警察総務手数料	運転免許課	187	技能検定員・教習指導員資格者証交付手数料		1,150	資格者証交付
警察総務手数料	運転免許課	188	技能検定員審査手数料(大型・中型・準中型自動車免許に係るもの)		23,750	技能検定員審査
警察総務手数料	運転免許課	189	技能検定員審査手数料(普通自動車免許に係るもの)		19,800	技能検定員審査
警察総務手数料	運転免許課	190	技能検定員審査手数料(特定第一種運転免許に係るもの)		14,450	技能検定員審査
警察総務手数料	運転免許課	191	技能検定員審査手数料(大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係るもので、これらの運転免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの)		22,200	技能検定員審査
警察総務手数料	運転免許課	192	教習指導員資格者証交付手数料		1,150	教習指導員審査
警察総務手数料	運転免許課	193	教習指導員審査手数料(大型・中型・準中型自動車免許に係るもの)		15,100	教習指導員審査
警察総務手数料	運転免許課	194	教習指導員審査手数料(普通自動車免許に係るもの)		12,000	教習指導員審査
警察総務手数料	運転免許課	195	教習指導員審査手数料(特定第一種運転免許に係るもの)		9,950	教習指導員審査
警察総務手数料	運転免許課	196	教習指導員審査手数料(大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係るもので、これらの運転免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの)		12,850	教習指導員審査
運転免許手数料	運転免許課	197	再試験手数料	普通・試験車使用(同時納付)	2,750	再試験＋車使用
運転免許手数料	運転免許課	198	再試験手数料	普通	1,950	再試験手数料
運転免許手数料	運転免許課	199	再試験手数料	大自二・普自二・試験車使用(同時納付)	3,550	再試験＋車使用
運転免許手数料	運転免許課	200	再試験手数料	大自二・普自二	1,800	再試験手数料
運転免許手数料	運転免許課	201	再試験手数料	原付	1,100	再試験手数料
運転免許手数料	運転免許課	202	再試験手数料	普通技能・試験車使用料	800	再試普通車使用料
運転免許手数料	運転免許課	203	再試験手数料	自二技能・試験車使用料	1,750	再試二輪車使用料
運転免許手数料	運転免許課	204	免許証等更新手数料(更新前の運転免許証から更新後に運転免許証のみを保有する申請に係るもの)		2,850	更新(免許証A)
運転免許手数料	運転免許課	205	経由手数料(マイナ免許証のみの更新で経由地書換申出をする申請に係るもの)		1,700	経由(マイナA)

節	担 当 課	番号	手数料の名称(警察手数料条例による)	手数料の内容	手数料額	領収済印字表記
警察総務手数料	運転免許課	206	運転経歴証明書交付手数料		1,150	運転経歴証明交付
運転免許手数料	運転免許課	207	国外運転免許証交付手数料		2,250	国外運転免許交付
運転免許手数料	運転免許課	208	講習手数料		5,250	原付講習手数料
警察総務手数料	運転免許課	209	講習手数料	取消処分者講習	31,200	取消講習手数料
警察総務手数料	運転免許課	210	講習手数料	停止処分者(短期)	11,700	短期講習手数料
警察総務手数料	運転免許課	211	講習手数料	停止処分者(中期)	19,500	中期講習手数料
警察総務手数料	運転免許課	212	講習手数料	停止処分者(長期)	23,400	長期講習手数料
運転免許手数料	運転免許課	213	講習手数料	取得時講習 (大型車・中型車・準中型車)	18,600	取得時講習手数料
運転免許手数料	運転免許課	214	講習手数料	取得時講習 (普通車講習)	12,200	取得時講習手数料
運転免許手数料	運転免許課	215	講習手数料	取得時講習 (大型二輪車)	12,900	取得時講習手数料
運転免許手数料	運転免許課	216	講習手数料	取得時講習 (普通二輪車)	12,600	取得時講習手数料
運転免許手数料	運転免許課	217	講習手数料	取得時講習(旅客車)	19,200	取得時講習手数料
運転免許手数料	運転免許課	218	講習手数料	取得時講習(応急救護 (二種))	11,100	取得時講習手数料
運転免許手数料	運転免許課	219	講習手数料	取得時講習(応急救護(一 種))	5,550	取得時講習手数料
警察総務手数料	運転免許課	220	講習手数料	指定自動車教習所職員 (副管理者)	5,400	教習所講習手数料
警察総務手数料	運転免許課	221	講習手数料	指定自動車教習所職員 (検定員)	9,000	教習所講習手数料
警察総務手数料	運転免許課	222	講習手数料	指定自動車教習所職員 (指導員)	8,100	教習所講習手数料
運転免許手数料	運転免許課	223	講習手数料	更新時講習手数料(優良 運転者)	500	優良講習手数料
運転免許手数料	運転免許課	224	講習手数料	更新時講習手数料(一般 運転者)	800	一般講習手数料
運転免許手数料	運転免許課	225	講習手数料	更新時講習手数料(違反 運転者)	1,400	違反講習手数料
運転免許手数料	運転免許課	226	講習手数料	更新時講習手数料(初回 運転者)	1,400	初回講習手数料
警察総務手数料	交通企画課・ 運転免許課	227	講習手数料	予備コード	個別入力	講習手数料・総務
運転免許手数料	運転免許課	228	講習手数料	予備コード	個別入力	講習手数料・免許
運転免許手数料	運転免許課	229	特定任意講習手数料	特定任意講習	1,400	特定講習手数料
警察総務手数料	交通規制課	230	自動車保管場所証明書交付手数料		2,100	保管場所証明交付
警察総務手数料	交通規制課	231	保管場所標章交付手数料		550	保管場所標章交付
警察総務手数料	交通規制課	232	保管場所標章再交付手数料		550	標章再交付手数料
警察総務手数料	生安総務課	233	警備業認定申請手数料		23,000	警備業認定申請
警察総務手数料	生安総務課	234	警備業認定証再交付手数料		2,000	警備業認定再交付
警察総務手数料	生安総務課	235	警備業認定更新申請手数料		23,000	警備業認定更新
警察総務手数料	生安総務課	236	警備業認定証書換え手数料		2,200	警備業認定証書換
警察総務手数料	生安総務課	237	警備員指導教育責任者資格者証交付手数料		9,800	責任者資格証交付
警察総務手数料	生安総務課	238	警備員指導教育責任者講習手数料	1号・新規	47,000	指導責任者講習
警察総務手数料	生安総務課	239	警備員指導教育責任者講習手数料	1号・追加	23,000	指導責任者講習
警察総務手数料	生安総務課	240	警備員指導教育責任者講習手数料	2号・新規	38,000	指導責任者講習
警察総務手数料	生安総務課	241	警備員指導教育責任者講習手数料	2号・追加	14,000	指導責任者講習
警察総務手数料	生安総務課	242	警備員指導教育責任者講習手数料	3号・新規	38,000	指導責任者講習
警察総務手数料	生安総務課	243	警備員指導教育責任者講習手数料	3号・追加	14,000	指導責任者講習
警察総務手数料	生安総務課	244	警備員指導教育責任者講習手数料	4号・新規	34,000	指導責任者講習

節	担 当 課	番号	手数料の名称(警察手数料条例による)	手数料の内容	手数料額	領収済印字表記
警察総務手数料	生安総務課	245	警備員指導教育責任者講習手数料	4号・追加	10,000	指導責任者講習
警察総務手数料	生安総務課	246	警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料		1,800	責任者資格証書換
警察総務手数料	生安総務課	247	警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料		1,800	責任者資格再交付
警察総務手数料	生安総務課	248	現任警備員指導教育責任者講習手数料		5,000	現任責任者講習
警察総務手数料	生安総務課	249	警備員検定手数料	空港保安・施設	16,000	警備員検定手数料
警察総務手数料	生安総務課	250	警備員検定手数料	交通誘導	14,000	警備員検定手数料
警察総務手数料	生安総務課	251	警備員検定手数料	雑踏	13,000	警備員検定手数料
警察総務手数料	生安総務課	252	警備員検定手数料	危険物・貴重品運搬	16,000	警備員検定手数料
警察総務手数料	生安総務課	253	警備員検定合格証明書交付手数料		10,000	検定合格証明交付
警察総務手数料	生安総務課	254	警備員検定合格証明書書換え手数料		2,200	検定合格証明書換
警察総務手数料	生安総務課	255	警備員検定合格証明書再交付手数料		2,000	合格証明書再交付
警察総務手数料	生安総務課	256	機械警備業務管理者資格者証交付手数料		9,800	機械警備資格交付
警察総務手数料	生安総務課	257	機械警備業務管理者講習手数料		39,000	機械警備管理講習
警察総務手数料	生安総務課	258	機械警備業務管理者資格者証書換え手数料		1,800	機械警備資格書換
警察総務手数料	生安総務課	259	機械警備業務管理者資格者証再交付手数料		1,800	機械警備再交付
警察総務手数料	生安総務課	260	旧警備業検定合格者審査手数料		4,700	旧警備検定審査
警察総務手数料	交通企画課	261	自動車運転代行業認定申請手数料		12,000	運転代行業認定
警察総務手数料	交通企画課	262	自動車運転代行業認定証再交付手数料		1,700	代行認定証再交付
警察総務手数料	交通企画課	263	自動車運転代行業認定証書換え手数料		2,100	代行認定証書換え
警察総務手数料	生安総務課	264	探偵業届出証明書交付手数料		3,600	探偵業届証明交付
警察総務手数料	生安総務課	265	探偵業変更届出証明書交付手数料		1,600	探偵業変更届交付
警察総務手数料	生安総務課	266	探偵業届出証明書再交付手数料		1,100	探偵業証明再交付
運転免許手数料	運転免許課	267	認知機能検査手数料	認知機能検査 (講習予備検査)	1,050	認知機能検査
警察総務手数料	生安総務課	268	特定遊興飲食店営業許可申請手数料(法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用されない営業所に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	3月以内	14,000	特定遊興許可臨時
警察総務手数料	生安総務課	269	特定遊興飲食店営業許可申請手数料(法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用されない営業所に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	通常	24,000	特定遊興許可通常
警察総務手数料	生安総務課	270	特定遊興飲食店営業許可申請手数料(法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用されない営業所に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)		個別入力	特定遊興許可
警察総務手数料	生安総務課	271	特定遊興飲食店営業許可申請手数料(法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用されない営業所に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	3月以内	5,300	特定遊興許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	272	特定遊興飲食店営業許可申請手数料(法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用されない営業所に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	通常	15,300	特定遊興許可減額
警察総務手数料	生安総務課	273	特定遊興飲食店営業許可申請手数料(法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用されない営業所に係るもので同時申請において減額に該当するもの)		個別入力	特定遊興許可
警察総務手数料	生安総務課	274	特定遊興飲食店営業許可申請手数料(法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用される営業所に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	3月以内	20,800	特定遊興許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	275	特定遊興飲食店営業許可申請手数料(法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用される営業所に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	通常	30,800	特定遊興許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	276	特定遊興飲食店営業許可申請手数料(法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用される営業所に係るもので同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)		個別入力	特定遊興許可
警察総務手数料	生安総務課	277	特定遊興飲食店営業許可申請手数料(法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用される営業所に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	3月以内	12,100	特定遊興許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	278	特定遊興飲食店営業許可申請手数料(法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用される営業所に係るもので同時申請において減額に該当するもの)	通常	22,100	特定遊興許可 ※
警察総務手数料	生安総務課	279	特定遊興飲食店営業許可申請手数料(法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用される営業所に係るもので同時申請において減額に該当するもの)		個別入力	特定遊興許可

節	担 当 課	番号	手数料の名称(警察手数料条例による)	手数料の内容	手数料額	領収済印字表記
警察総務手数料	生安総務課	280	特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料		1,100	特遊許可証再交付
警察総務手数料	生安総務課	281	特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料		個別入力	特遊許可証再交付
警察総務手数料	生安総務課	282	特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料(同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)		8,700	特遊相続承認通常
警察総務手数料	生安総務課	283	特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料(同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)		個別入力	特遊相続承認通常
警察総務手数料	生安総務課	284	特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料(同時申請において減額に該当するもの)		3,800	特遊相続承認減額
警察総務手数料	生安総務課	285	特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料(同時申請において減額に該当するもの)		個別入力	特遊相続承認減額
警察総務手数料	生安総務課	286	特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料(同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)		12,000	特遊合併承認通常
警察総務手数料	生安総務課	287	特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料(同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)		個別入力	特遊合併承認通常
警察総務手数料	生安総務課	288	特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料(同時申請において減額に該当するもの)		3,300	特遊合併承認減額
警察総務手数料	生安総務課	289	特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料(同時申請において減額に該当するもの)		個別入力	特遊合併承認減額
警察総務手数料	生安総務課	290	特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料(同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)		12,000	特遊分割承認通常
警察総務手数料	生安総務課	291	特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料(同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)		個別入力	特遊分割承認通常
警察総務手数料	生安総務課	292	特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料(同時申請において減額に該当するもの)		3,300	特遊分割承認減額
警察総務手数料	生安総務課	293	特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料(同時申請において減額に該当するもの)		個別入力	特遊分割承認減額
警察総務手数料	生安総務課	294	特定遊興飲食店営業所の構造又は設備の変更承認申請手数料		9,900	特遊構造変更承認
警察総務手数料	生安総務課	295	特定遊興飲食店営業所の構造又は設備の変更承認申請手数料		個別入力	特遊構造変更承認
警察総務手数料	生安総務課	296	特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料		1,400	特遊許可証書換
警察総務手数料	生安総務課	297	特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料		個別入力	特遊許可証書換
警察総務手数料	生安総務課	298	特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料(同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)		13,000	特遊特例認定通常
警察総務手数料	生安総務課	299	特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料(同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)		個別入力	特遊特例認定通常
警察総務手数料	生安総務課	300	特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料(同時申請において減額に該当するもの)		10,000	特遊特例認定減額
警察総務手数料	生安総務課	301	特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料(同時申請において減額に該当するもの)		個別入力	特遊特例認定減額
警察総務手数料	生安総務課	302	特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料		1,100	特遊認定証再交付
警察総務手数料	生安総務課	303	特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料		個別入力	特遊認定証再交付
警察総務手数料	生安総務課	304	特定遊興飲食店営業所管理者講習手数料		個別入力	特遊管理者講習
警察総務手数料	運転免許課	305	講習手数料	違反者講習 (社会参加含む)	9,350	違反者講習・社会
警察総務手数料	運転免許課	306	講習手数料	違反者講習 (社会参加含まない)	12,900	違反者講習・実車
警察総務手数料	運転免許課	307	通知手数料	初心者・違反者講習通知手数料	1,000	初心・違反者通知
運転免許手数料	運転免許課	308	講習手数料	取得時講習 (準中型車)	個別入力	講習手数料
運転免許手数料	運転免許課	309	運転免許試験手数料(大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの)	予備コード	個別入力	運転免許試験
警察総務手数料	運転免許課	310	技能検定員審査手数料(大型・中型・準中型自動車免許に係るもの)	予備コード	個別入力	技能検定員審査
警察総務手数料	運転免許課	311	教習指導員審査手数料(大型・中型・準中型自動車免許に係るもの)	予備コード	個別入力	教習指導員審査
運転免許手数料	運転免許課	312	再試験手数料	準中型	2,050	再試験手数料
運転免許手数料	運転免許課	313	再試験手数料	準中・車使用	3,000	再試験準中型使用料
運転免許手数料	運転免許課	314	講習手数料	取得時講習(取得時準中免無)	30,400	取得時講習手数料

節	担 当 課	番号	手数料の名称(警察手数料条例による)	手数料の内容	手数料額	領収済印字表記
運転免許手数料	運転免許課	315	免許証更新手数料		2,550	更新手数料・経由
運転免許手数料	運転免許課	316	再試験手数料	準中型・試験車使用 (同時納付)	5,050	再試験＋車使用
運転免許手数料	運転免許課	317	運転免許試験手数料(大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの)	失効等(公安委員会の認める事情)	750	試験失効(やむ)
運転免許手数料	運転免許課	318	運転免許試験手数料(普通自動車免許に係るもの)	失効等(公安委員会の認める事情)	750	試験失効(やむ)
運転免許手数料	運転免許課	319	運転免許試験手数料(特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくはけん引第二種免許に係るもの)	失効等(公安委員会の認める事情)	750	試験失効(やむ)
運転免許手数料	運転免許課	320	運転免許試験手数料(小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係るもの)	失効等(公安委員会の認める事情)	750	試験失効(やむ)
運転免許手数料	運転免許課	321	運転免許試験手数料(大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係るもの)	失効等(公安委員会の認める事情)	750	試験失効(やむ)
運転免許手数料	運転免許課	322	免許証交付手数料	失効等(公安委員会の認める事情)	2,100	免許交付(やむ)
警察総務手数料	生安総務課	323	銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料(同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)	クロスボウ	6,800	クロス所持許可
警察総務手数料	生安総務課	324	銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料(同時申請において減額に該当するもの)	クロスボウ	4,300	クロス所持許可
警察総務手数料	生安総務課	325	クロスボウの取扱いに関する講習手数料	経験者講習	3,000	経験者クロス講習
警察総務手数料	生安総務課	326	クロスボウの取扱いに関する講習手数料	初心者講習	6,900	初心者クロス講習
警察総務手数料	生安総務課	327	クロスボウの所持の許可更新申請手数料(更新の同時申請において減額に該当しないもの及び所持許可申請との同時申請でないもの)	許可証の交付あり	7,200	クロス交付更新
警察総務手数料	生安総務課	328	クロスボウの所持の許可更新申請手数料(更新の同時申請において減額に該当しないもの及び所持許可申請との同時申請でないもの)	許可証の交付なし	6,800	クロス不交付更新
警察総務手数料	生安総務課	329	クロスボウの所持の許可更新申請手数料(更新の同時申請において減額に該当するもの及び所持許可申請との同時申請のもの)	許可証の交付あり	4,800	クロス交付更新
警察総務手数料	生安総務課	330	クロスボウの所持の許可更新申請手数料(更新の同時申請において減額に該当するもの及び所持許可申請との同時申請のもの)	許可証の交付なし	4,400	クロス不交付更新
警察総務手数料	生安総務課	331	クロスボウ射撃資格認定申請手数料(同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの)		9,300	クロス射撃資格
警察総務手数料	生安総務課	332	クロスボウ射撃資格認定申請手数料(同時申請において減額に該当するもの)		5,600	クロス射撃資格
警察総務手数料	運転免許課	333	講習手数料		23,400	若年運転者講習
警察総務手数料	運転免許課	334	通知手数料		1,000	若年講習通知
運転免許手数料	運転免許課	335	運転技能検査手数料		3,650	運転技能検査
運転免許手数料	運転免許課	336	講習手数料		6,600	高講(2時間)
運転免許手数料	運転免許課	337	講習手数料		2,950	高講(1時間)
運転免許手数料	運転免許課	338	認知機能検査員講習手数料		1,400	認検査員講習
運転免許手数料	運転免許課	339	認知機能検査員講習手数料		1,150	認検査員講習一部
警察総務手数料	交通企画課	340	特定自動運行許可申請手数料		79,200	自動運行許可
警察総務手数料	交通企画課	341	特定自動運行計画の変更許可申請手数料		78,500	自動運行計画変更
警察総務手数料	交通企画課	342	自転車運転者講習手数料		6,150	自転車講習
警察総務手数料	交通企画課	343	特定小型原動機付自転車運転者講習手数料		6,300	特定原付講習
運転免許手数料	運転免許課	344	運転経歴情報記録手数料(運転経歴情報記録のみの申請に係るもの)		900	経歴記録(単独)
運転免許手数料	運転免許課	345	運転経歴証明書交付手数料＋運転経歴情報記録手数料(運転経歴証明書の交付又は再交付との同時申請に係るもの)		1,250	経歴(同時)
運転免許手数料	運転免許課	346	經由手数料(双方の更新で經由地書換申出をする申請に係るもの)		1,700	經由(双方A)

節	担 当 課	番号	手数料の名称(警察手数料条例による)	手数料の内容	手数料額	領収済印字表記
運転免許手数料	運転免許課	347	講習手数料		200	オンライン講習(優良)
運転免許手数料	運転免許課	348	講習手数料		200	オンライン講習(一般)
運転免許手数料	運転免許課	349	特定免許情報記録手数料(特定試験免除者に対する記録)		1,350	マイ失効特免やむ
運転免許手数料	運転免許課	350	特定免許情報記録手数料(マイナ免許のみ)		1,550	マイナ免許交付
運転免許手数料	運転免許課	351	特定免許情報記録手数料		個別入力	マイナ免許交付
運転免許手数料	運転免許課	352	特定免許情報記録手数料(保有状況変更)		1,500	免許情報の記録
運転免許手数料	運転免許課	353	特定免許情報記録手数料(運転免許証の交付・再交付との同時申請に係るもの)		100	同時記録手数料
運転免許手数料	運転免許課	354	免許証交付手数料(マイナ免許証のみ保有者からの申請に係るもの)		2,550	マイナのみ一免許
運転免許手数料	運転免許課	355	免許証交付手数料＋特定免許情報記録手数料(マイナ免許証のみ保有者が紛失に伴い、双方を保有する申請に伴うもの)		2,650	0枚→双方
運転免許手数料	運転免許課	356	免許証再交付手数料＋特定免許情報記録手数料(免許再交付と特定免許情報記録の同時申請に伴うもの)		2,700	再交付同時記録
運転免許手数料	運転免許課	357	免許証等更新手数料(運転免許証のみを経由更新する申請に係るもの)		2,750	更新(経由免許)
運転免許手数料	運転免許課	358	免許証等更新手数料(更新前の双方保有から更新後に双方を保有する申請に係るもの)		2,950	更新(双方C)
運転免許手数料	運転免許課	359	免許証等更新手数料(更新前のマイナ免許証のみから更新後に双方を保有する申請に係るもの)		2,950	更新(双方B)
運転免許手数料	運転免許課	360	免許証等更新手数料(更新前のマイナ免許証のみから更新後にマイナ免許証のみを保有する申請に係るもの)		2,100	更新(マイナB)
運転免許手数料	運転免許課	361	免許証等更新手数料(双方を経由更新し、経由地書換申出をしない申請に係るもの)		2,850	更新(経由双B)
運転免許手数料	運転免許課	362	免許証等更新手数料(双方を経由更新し、経由地書換申出をする申請に係るもの)		2,500	更新(経由双A)
運転免許手数料	運転免許課	363	免許証等更新手数料(マイナ免許証のみを経由更新し、経由地書換を行う申請に係るもの)		1,000	更新(経由マA)
運転免許手数料	運転免許課	364	免許証等更新手数料(マイナ免許証のみを経由更新し、経由地書換を行わない申請に係るもの)		1,950	更新(経由マB)
運転免許手数料	運転免許課	365	免許証等更新手数料＋特定免許情報記録手数料(更新前の運転免許証のみから更新後に双方を保有する申請に係るもの)		2,950	更新(双方A)
運転免許手数料	運転免許課	366	免許証等更新手数料＋特定免許情報記録手数料(更新前の運転免許証のみから更新後にマイナ免許証のみを保有する申請に係るもの)		2,100	更新(マイナA)
運転免許手数料	運転免許課	367	経由手数料(運転免許証のみの経由更新申請に係るもの)		750	経由(免許証)
運転免許手数料	運転免許課	368	経由手数料(双方の更新で経由地書換申出しない申請に係るもの)		750	経由(双方B)
運転免許手数料	運転免許課	369	経由手数料(マイナ免許証のみの更新で経由地書換申出しない申請に係るもの)		750	経由(マイナB)
運転免許手数料	運転免許課	370	免許証等更新手数料(更新前の双方保有から更新後に運転免許証のみを保有する申請に係るもの)		2,850	更新(免許証C)
運転免許手数料	運転免許課	371	免許証等更新手数料(更新前の双方保有から更新後にマイナ免許証のみを保有する申請に係るもの)		2,100	更新(マイナC)
運転免許手数料	運転免許課	372	免許証等更新手数料(更新前のマイナ免許証のみから更新後に運転免許証のみを保有する申請に係るもの)		2,850	更新(免許証B)
運転免許手数料	運転免許課	373	免許証交付手数料＋特定免許情報記録手数料		2,200	試験失効特免やむ
運転免許手数料	運転免許課	374	免許証交付手数料＋特定免許情報記録手数料		2,450	免許交付特免書込

別紙 3

キャッシュレス決済の方法及び取扱ブランド一覧

1 クレジットカード決済

Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、DISCOVER

2 電子マネー決済

iD、QUICPay

3 コード決済

PayPay、d 払い、楽天ペイ、AEON Pay、Smart Code (※)

※ JCB の QR・バーコード決済スキーム Smart Code (スマートコード) に
対応しているコード決済

負担区分・貸付一覧表

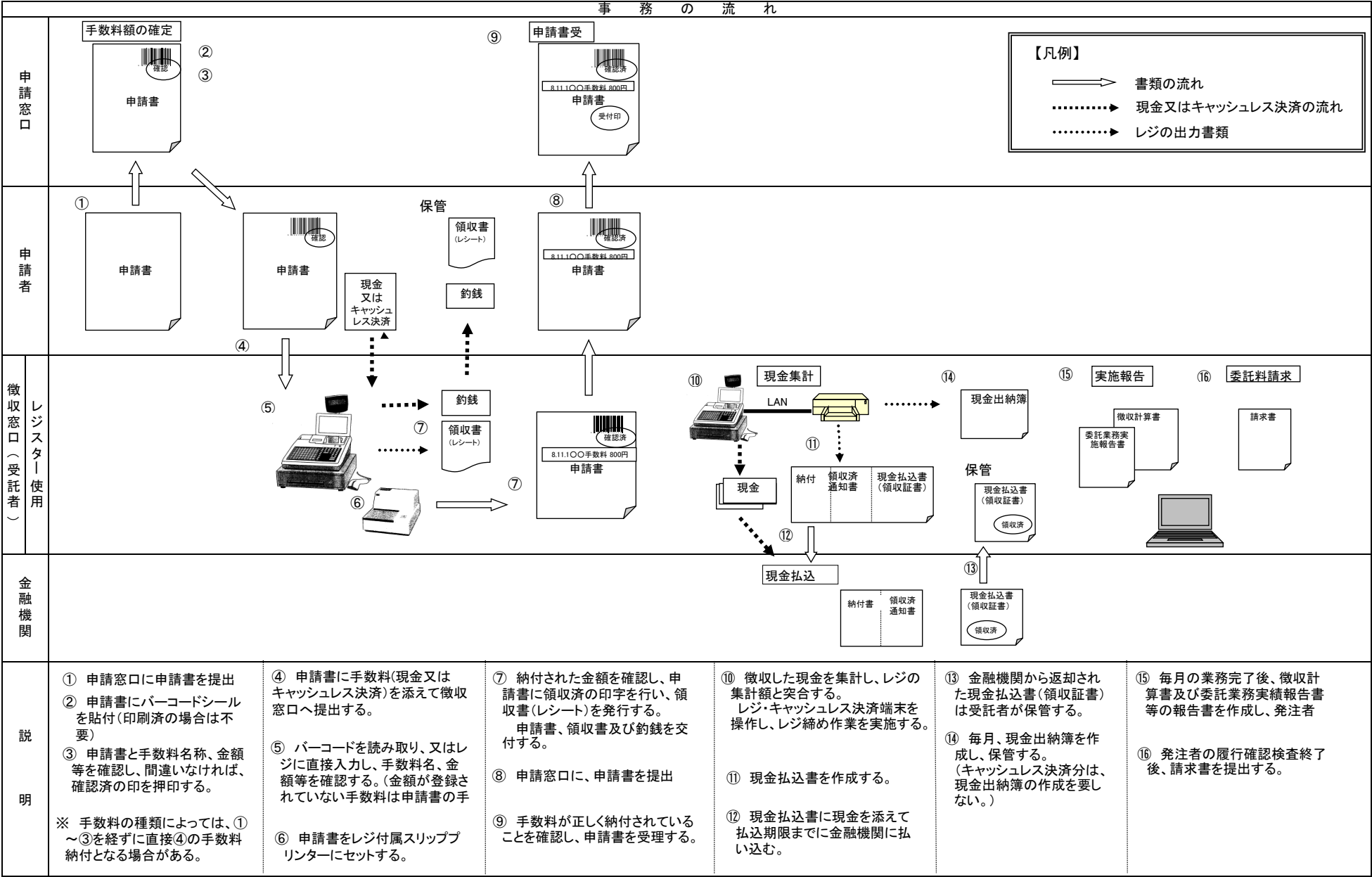
1 経費の負担区分

項 目	内 容	負 担 区 分		備 考
		発注者	受注者	
レジスター保守費用		○		
光熱水費	電気料、水道料	○		
金融機関関係手数料	両替手数料、硬貨精査手数料		○	
窓口開設に係る経費	備品等の設置及び契約終了後の撤去費用 (レジの設置に係る費用を除く)		○	
レジスター	付属品：スリッププリンタ、 ドロワ、タッチスキャナ キャッシュレス端末	○		
レジスター用消耗品	ロール紙、インクカートリッジ	○		
領収印		○		
手提げ金庫		○		
領収原符		○		
従事者の被服費	制服（制服を使用する場合のみ）、名札等		○	
机	各徴収員の必要数		○	
椅子	各徴収員の必要数		○	
保管庫			○	必要に応じて整備
釣銭	各履行場所ごとに準備すること		○	
管理用パソコン	POSデータの一括管理・照会用のパソコン	○		
プリンター	レーザープリンター	○		各帳票の印字に使用
プリンター用消耗品	カートリッジ、用紙等		○	
接続ケーブル	レジスターとプリンター、レジスター間の 接続用	○		
U S B メモリー	データの受け渡し用（256MB以上）		○	
事務用消耗品	徴収員が使用する事務用品		○	
その他の物品	発注者が負担する物品以外の物品		○	

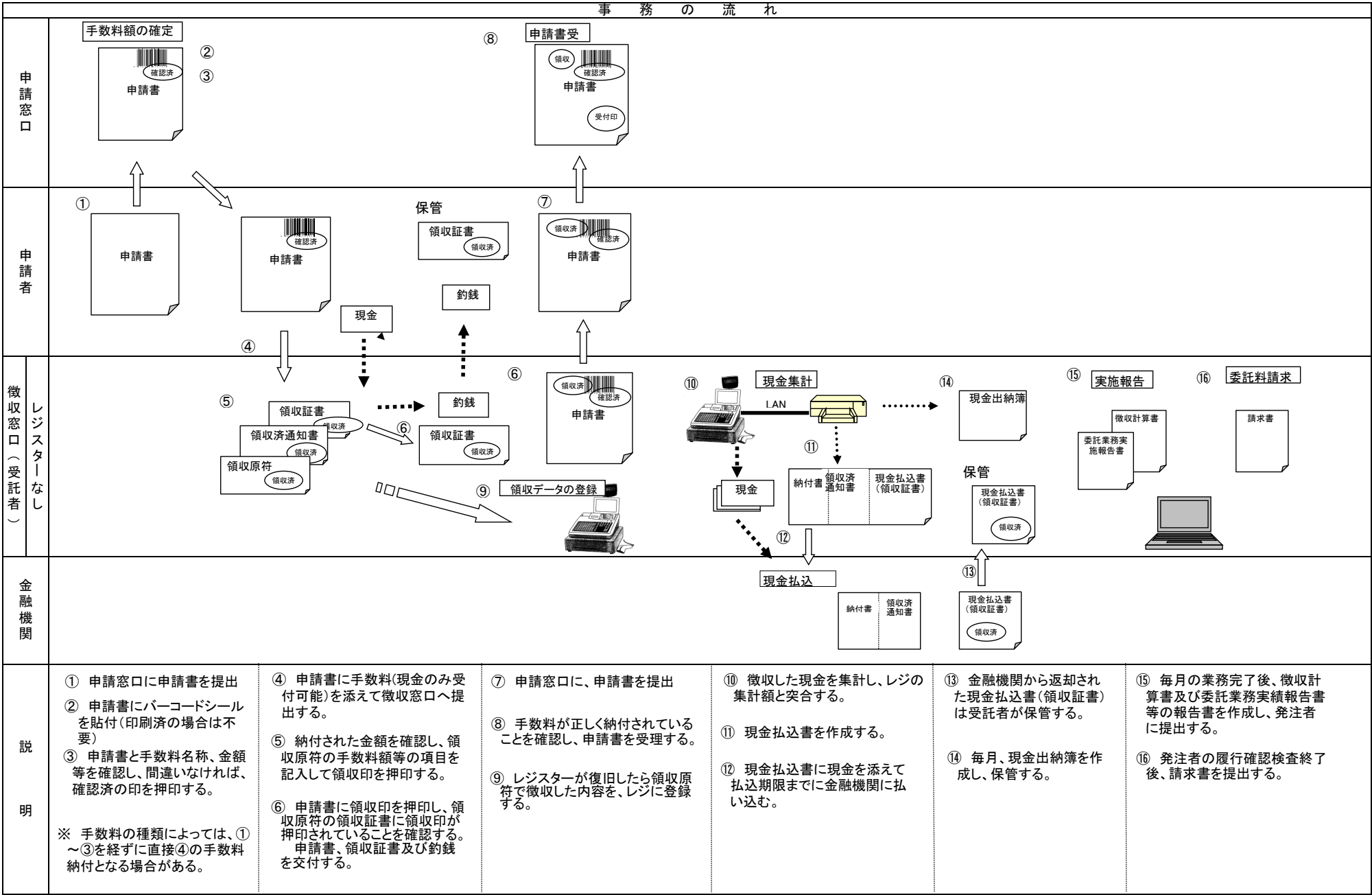
2 次の物品は発注者が無償で貸与する

品 名	規 格 等	数量	単位	備 考
レジスター	東芝テック(株) QT-300	58	台	ドロワを含む
プリンター	スリッププリンター TM-U295	58	台	
スキャナ	東芝テック(株) タッチスキャナ HS-580	58	台	
キャッシュレス端末	東芝テック(株)CT-6100	58	台	
印章	領収印	54	個	
手提げ金庫		54	個	
管理用パソコン	クライアントノートPC	1	台	
プリンター	BROTHER HL-L2460DW	35	台	

手数料徴収業務フロー（レジスターを使用した場合）



手数料徴収業務フロー(レジスターが使用できない場合)



保 存 期 間 一 覧 表

番 号	保 存 簿 冊 等 の 名 称	保存期間	備 考
1	県税外収入徴収簿	10年	
2	現金出納簿	10年	
3	領収原符	5年	
4	現金払込書	5年	
5	消耗品出納簿	3年	

業 務 責 任 者 指 定 届

令和 年 月 日

広島県警察本部長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

令和 年 月 日付けで締結した手数料徴収事務委託契約に基づき次のとおり業務責任者を定めたので届け出ます。

氏 名	連絡先（電話番号）
	通常時
	緊急時

配 置 計 画 書

令和 年 月 日

広島県警察本部長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

令和 年 月 日付けで締結した手数料徴収事務委託契約に基づき、運転免許センターについて、配置計画を次のとおり届け出ます。

対象日		履 行 場 所		備考
		広島県運転免許センター	広島県東部運転免許センター	
		配置予定人員		
平日	月曜日			
	火曜日			
	水曜日			
	木曜日			
	金曜日			
休日	日曜日			

別記様式 3

徴収員等 配置 交替 報告書

令和 年 月 日

広島県警察本部長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

令和 年 月 日付けで締結した手数料徴収事務委託契約に基づき配置した徴収責任者及び徴収員について、次のとおり届け出ます。

No.	業務履行場所	徴収員の区分		氏 名	備 考
		徴収責任者	徴収員		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

注1 表題の「配置、交替」の不要な方の文字は、二重線で消して報告すること。

2 徴収員の区分欄は該当欄に○印を付すこと。（徴収責任者と徴収員を兼ねる場合は両方に○印を付すこと。）

3 あらかじめ代替要員を指定し届け出る場合は、備考欄に「代替要員」と記載し報告することで都度の書面による報告は省略できる。（ただし、履行場所への連絡は必要。）

自主業務実施申請書

令和 年 月 日

広島県警察本部長様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

令和 年 月 日付けで締結した手数料徴収事務委託契約に基づき、次のとおり委託業務以外の自主業務を行いたいので届け出ます。

1 自主業務の内容
2 実施する場所
3 その他参考事項

別記様式 5

No. _____		広島県公金
領 収 原 符 (手数料及び使用料専用)		
(申請等番号No. _____)		
¥ _____		
備考		領 収 印
(注意事項) ・ 一の申請行為ごとに1通を作成するものとする。 ・ 申請書番号欄には、当該徴収に係る申請等を特定する番号を記載すること。 ・ 書損の場合は、斜線を朱書した上「廃棄」と記載し、領収済通知書及び領収証書とともに保管すること。		
出納員等保管		

No. _____		広島県公金
領 収 済 通 知 書 (手数料及び使用料専用)		
(申請等番号No. _____)		
¥ _____		
備考		領 収 印
(注意事項) ・ この通知書は、金融機関には持ち込まないこと。		
出納員等→収支等命令者		

No. _____		広島県公金
領 収 証 書 (広島県手数料・使用料)		
(申請等番号No. _____)		
¥ _____		
備考		領 収 印
納入者保管		

納付書

広島県公金

納入者名

納			
消込区分	所 属	年度・会計	科 目
納入通知書番号			
全 額			
領収印			
広島県庁			

収納店保管

広島県公金

OCR

領収済通知書

広島県公金

この用紙は直接機械読み取りをしますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

納入者住所氏名

消込区分	所 属	年度・会計	科 目	納入通知書番号
8 10 11	11 15 15	16 19 20	23 24	38
金 額	39	51		
納 期 限	年 月 日			
納入請求の理由				
領収印52				
57				
広島県庁				

収納店→指定金融機関→広島県会計管理者 O C R

広島県公金

現金払込書(領収証書)

広島県公金

納入者住所氏名

消込区分	所 属	年度・会計	科 目	納入通知書番号
金 額				
納 期 限	年 月 日			
納入請求の理由				
上記の金額を納付してください。				
領収印				
年 月 日 広島県知事				
納入場所 指定金融機関又は収納代理金融機関				

納入者保管

広島県公金

口座名

[illegible]

現金出納簿用紙 用品コード20314

別記様式7

委託業務実施報告書

令和 年 月 日

広島県警察本部長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

令和 年 月 日付けで締結した手数料徴収事務委託契約について、令和 年 月分の業務が完了したので、次のとおり報告します。

款	項	目
使用料及び手数料	手数料	警察手数料

業務履行場所	節 警察総務手数料		節 運転免許手数料		合 計	
	件数	取扱金額	件数	取扱金額	件数	取扱金額
広島免許センター						
東部免許センター						
三次試験場						
広島中央警察署						
広島東警察署						
広島西警察署						
広島南警察署						
安佐南警察署						
安佐北警察署						
佐伯警察署						
海田警察署						
廿日市警察署						
大竹警察署						
山県警察署						
山県警察署千代田交番						
呉警察署						
呉警察署音戸分庁舎						
広島警察署						
江田島警察署						
東広島警察署						
竹原警察署						
竹原警察署大崎上島分庁舎						
福山東警察署						
福山西警察署						
福山北警察署						
福山北警察署油木交番						
尾道警察署						
尾道警察署因島分庁舎						
三原警察署						
府中警察署						
三次警察署						
庄原警察署						
庄原警察署東城交番						
安芸高田警察署						
世羅警察署						
合 計 (B)						

[illegible]